

議案第 92号

鳥取県情報公開条例の一部改正について

次のとおり鳥取県情報公開条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年 3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>実施機関は、開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、<u>地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合において、当該開示請求に係る公文書の内容に現に他の公文書の開示に係る訴訟（以下「同類の訴訟」という。）の争点となっているもの（判決が確定していないものに限る。）</u></p>	<p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p>

が含まれており、かつ、第14条第1項又は第2項の規定により
意見書の提出の機会を与えられた第三者から当該公文書の開示
に反対の意見を表示した意見書が提出されたときは、第1項及
び第2項の規定にかかわらず、開示決定等（当該公文書の内容
のうち現に同類の訴訟の争点となっている部分に係るものに限
る。）の期限を判決が確定した日から起算して15日以内に限り
延長することができる。この場合において、実施機関は、当該
開示請求があった日から起算して45日以内に、開示請求者に対
し、この項を適用する旨を書面により通知しなければならない
い。

6 実施機関は、前2項の規定による通知をした場合は、鳥取県
情報公開審議会にその旨を報告しなければならない。

（開示義務）

第9条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報

（開示義務）

第9条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報

のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

(1) 略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法

のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

(1) 略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する

人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。)並びに当該職務遂行の内容

工 略

(3)~(8) 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該

独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。)並びに当該職務遂行の内容

工 略

(3)~(8) 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社以外の者(以下

第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 及び 3 略

(設置)

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開審議会

(以下「審議会」という。) を設置する。

(1) 及び (2) 略

(3) 第7条第6項の規定による報告を受けること。

「第三者」という。) に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 及び 3 略

(設置)

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開審議会

(以下「審議会」という。) を設置する。

(1) 及び (2) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。